

坂水給発第 420号
平成30年5月15日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

舗装本復旧工事に関する指導通知書

舗装本復旧工事における留意事項については、平成30年3月1日付けで通知したところですが、その後、複数の事業者において法令違反が確認される事態が生じたため、改めて指導通知します。

道路占用工事において、十分な自然転圧期間を設けることができないなどの事由により、道路管理者から許可を受けた工事期間内に舗装本復旧を施工できなかった場合は、再度、道路管理者から舗装本復旧工事の許可を受ける必要があります。その場合は、必ず企業団に報告の上、必要書類を提出してください。

また、警察署から許可を受ける道路使用については、原則として1か月間となっているため、自然転圧期間を設け、舗装本復旧を施工するには必ず更新手続きを行う必要があります。更新を行わず、許可を受けた期間の経過後に工事を行った場合は、道路の不法使用となり、道路交通法により懲役刑や罰金刑が定められています。

各事業者においては、くれぐれも法令を遵守し、適正に工事を施行してください。また、この度の事態を受け、今後においては、工事写真を提出する際、必ず道路占用工事の着工日から舗装本復旧施工日までのすべての道路使用許可書の写しを添付することを義務付けます。

なお、本指導通知の通知日以降において、当該指導通知の内容に反し、道路管理者が許可した工事期間の経過後、又は、警察署から道路使用許可を受けた工事期間の経過後に無許可で舗装本復旧工事等を行った事業者に対しては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱における違反点数付与基準「業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき（文書による指導・警告に従わないとき）」を適用し、違反点数を付与することを申し添えます。

問合せ先
坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当
049-283-1954

道路占用工事における注意事項

道路占用工事に当たっては、道路管理者の許可条件を遵守し、道路占用許可書添付図書に従って行うこと。また、工事写真の撮影においては、下表を参照し、工程ごとに寸法を確認できるよう注意すること。

なお、舗装本復旧標準影響範囲については、資-46 舗装本復旧標準影響範囲を参照し、不明な場合は企業団へ事前に確認すること。

※影響範囲のマーキングについては、仮復旧施工後、企業団にて行います。

(1) 撮影する工種について（坂戸市道・鶴ヶ島市道）

※県道については、許可条件を確認すること。

工種	転圧の厚さ	撮影項目
着手前		
舗装版切断		施工中
		既設舗装厚(スタッフ使用)
		汚泥の回収状況
掘削		幅・深さ
管		本管のOF・DP(スタッフ使用)
		水圧テスト
		コア挿入状況(鑄鉄管からの分岐のみ)
		配管状況(連合管の場合はOF・DP、スタッフ使用)
	1層30cm以内	埋戻し(転圧後の上部より予定舗装高までの寸法)
	撤去管	
		撤去後
		引き上げた撤去管
下層路盤	1層20cm以内 (タンバ転圧の場合15cm以内)	転圧状況
		施工後(転圧後の上部より予定舗装高までの寸法)
		厚さ
上層路盤	1層15cm以内	転圧状況
		施工後(転圧後の上部より予定舗装高までの寸法)
		厚さ
アスファルト舗装	1層7cm以内	施工中
		施工後
		プライムコート、タックコート(全面散布後の状況)
		温度測定
完成		シールコート
		仮復旧、本復旧ともに「W」マークを入れること なお、連合管の場合は、起点、起点から50mごと及び終点に「W」マークを入れること

※その他、別途企業団から指示を受けた写真を撮影すること。

(2) 本復旧施工までの自然転圧期間について

県道	仮復旧施工後、概ね3か月以上経過した後、施工すること
坂戸市道	仮復旧施工後、概ね1か月以上経過した後、施工すること
鶴ヶ島市道	仮復旧施工後、概ね2か月以上経過した後、施工すること

(3) 工事写真及び道路使用許可書(写し)の提出について

県道	仮復旧工事写真(2部) 道路使用許可書(写し)	仮復旧施工後、速やかに提出すること
	本復旧工事写真(2部) 道路使用許可書(写し)	本復旧施工後、速やかに提出すること
坂戸市道 鶴ヶ島市道	仮復旧・本復旧工事写真(2部) 道路使用許可書(写し)	本復旧施工後、速やかに提出すること